平成２３年（フ）第１３２６号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目172番地
破産者　南　　照久
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７８号
名古屋市北区鳩岡町１丁目７番地の１　アーバンラフレ鳩岡３棟704号
破産者　佐藤　克之
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８３号
愛知県小牧市堀の内３丁目188番地
破産者　岩崎三恵子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６５号
滋賀県大津市衣川１丁目31―16、開始決定時の住所京都市伏見区中島外山町43番地
破産者　八代　一慶
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６６号
滋賀県大津市衣川１丁目31―16、開始決定時の住所京都市伏見区中島外山町43番地
破産者　八代　好美
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
京都府京丹後市網野町小浜932番地の１　小浜アベニュー201号室
破産者　稲岡久美子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４１号
京都府京丹後市網野町浅茂川325番地、破産開始決定時の住所京都府京丹後市網野町浅茂川144番地
破産者　稲岡　純一
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２６号
京都府与謝郡与謝野町字加悦862番地４
破産者　今井　康夫
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第７３２号
神戸市東灘区本山北町３丁目７番14号
破産者　中村　哲也
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６号
広島市安佐南区相田７丁目40番９号
破産者　延藤　裕二
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
長崎県諫早市福田町37番32号
破産者　岸川　　修
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７６２号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―313号
破産者　太田　　司
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６３号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―313号
破産者　太田　文子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２号
北海道稚内市港１丁目２番21号　ハイツ伊藤112
破産者　伊藤　　元
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地19
破産者　稲川　伸能
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地19
破産者　稲川すさ子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２６号
秋田市新屋松美ガ丘北町４番３号
破産者　加々谷靖司
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１号
秋田市将軍野青山町15番37号
破産者　工藤　艶子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５号
秋田市仁井田本町４丁目12番25号　ラポールながとＸⅡＡ12号、前住所秋田市仁井田栄町14番31号
破産者　テクニカルコア秋田こと　工藤　　誠
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部